

時の窓

第111号

2005.10.28
全司法労働組合
青年協議会

CONTENTS

・国公労連青年協秋季中央行動報告

・給与構造改革学習

・各地区活動紹介



★秋季中央行動を実施★

国公労連青年協秋季中央行動報告

一〇月七日（金）に、国公労連青年協（正式名称：日本国家公務員労働組合連合会青年協議会…長いね…）が総人件費削減に反対し、青年層の賃金改善と超勤や昇格などの諸要求改善を求めて中央行動を実施しました。当日は財務省と人事院交渉に並行して、「人事院勧告学習会」と「評価制度」に関する学習会がありました。交渉の結果は別途国公青年協のニュースでお知らせされる予定ですので、今回は学習会に参加した青柳事務局長の参加報告を掲載します。



事務局長の青柳です。よろしく！

評価制度：裁判所ではどうなるんだろ？
青柳事務局長 語る！

十月七日の国公労連青年協秋季中央行動の中で、評価制度に関する学習会に参加し、経済産業省で行われている評価制度試行の内容

とそれに対する組合の運動について、全経済労働組合の上野さんのお話を聴きました。

実際導入されている経済産業省では？

経済産業省では、二〇〇一年の公務員制度改革大綱の閣議決定を受けて、公務員制度改革を先取りし、行革推進事務局にキャリアを投入しつつ、二〇〇二年に新人事制度試案を提案して、二〇〇三年度から今年まで毎年、規模を徐々に拡大しながら評価制度の試行を続けています。今年の試行は、能力評価は係長以上、業績

評価は全職員が対象となっています。能力評価は、6つの項目について基準表が決められていて（例えば、四級標準係長の情報収集の項目の基準は「所定の業務の遂行に必要な情報は自分で収集できる。」）、期間内にもっとも力を入れた仕事について自己評価をし、それを元に課長と面談して、課長が評価をし、部長が二次評価をし、その結果は、昇任や昇格に反映されます。業績評価は、期首に具体的な目標を設定し、能力評価と同様に期末に自己評価の上、管理職が評価し、その結果は、昇給や勤勉手当に反映されます。

この試行に対し、全経済では、民主的公務員制度（キャリア制度廃止、身分保障維持など）や評価制度の改善（自己啓発・研修に

使用し給与・処遇に反映させないなど)を要求するとともに、職員にアンケートを実施しています。アンケートによれば、「職場に馴染み、うまく(正しく)業績評価・能力評価制度が確立できると考えますか。」という設問に対し、6割強の職員が「(どちらかという)と)できない」と回答しています。評価基準表が企画立案業務の部署に合わせて設定されているため、会計・庶務・調査業務など他の部署では適用しづらいといった声があがっているようです。

裁判所では、現時点でいつ入るといふような予定は明確にはありませんが、仮に将来的に導入される場合、同じような評価制度になる可能性は高いと言えます。その内容をしっかり理解して、その問題点を知っておくことが大切です。



こんなことにならなければいいが...
みんなが納得できる制度ができるか?

給与表の見直し

第2話

前回は「今年の人勧でああなたの賃金はどうか!?」と題し、連載していきますよ!と予告しておりましたが、その後給与法改正法案が国会に提出され、一〇月二八日参議院を通過し、法律が成立してしまいました。結果として残念でしたが、今後運用面での改善を求めとりくみを強める必要があります。そこで題名も「給与法改正」とあらためて記事を掲載していきます。今回は給与構造見直しについて、特に青年層に対する影響がある部分に関して、学んでいきましょう。

俸給表の見直し

Aくん さて、人事院勧告で出された『給与構造改革』による内容を見てみよう。来年四月一日から『〇六年四月から適用』と書いてある方の俸給表に切り替わるんだ。

Bくん 青年の部分では行(一)表の一級と二級が統合されるの

か。新二級(旧三級)の高位号俸から引き下げられているけど、青年に影響がある部分は引き下げがないから安心だね。

Aくん 今はね。でもその分六級や七級にいる人は最大で七%引き下げられているんだよ。民間に合わせて給与カーブをフラット化するって言うたんだろ?民間に合わせるんだつたら青年層は引き上げられるべきだよ。前号でも言ったけど、初任給近辺では民間の方が高額だったんだろ。

Bくん そうだったね。

Aくん 初任給近辺を改善すれば、それに伴って全体が改善されていくはずだよ。それをせざるに低い方にだけ合わせるようにフラット化しているのは納得できないね。

青年層への影響は?

Bくん ちょっと気になることがあるんだけどさ。今一級から二

表① 現在の昇格基準

試験	学歴・免許等	職 務 の 級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
I種	大学卒				4	2	2	2	2	別に定める
			0	5	7	9	11	13		
II種	大学卒			3	4	2	2	2	2	別に定める
		0	3	7	9	11	13	15		
III種	高校卒		5	3	4	2	2	2	2	別に定める
		0	5	8	12	14	16	18	20	

※ 上段の数値は「必要在級年数」=職員が一つ下位の級に在職した年数

下段の数値は「必要経年数」

昇格するためには「必要在級年数」か「必要経年数」のいずれか一つを満たしていなければならない。

Aくん 級への昇格は四年三月で発令されているよね?
Bくん そうだよ。
新俸給表を見ると、従前の二級昇格相当まで五年の差があるように感じるんだけど...

Aくん そのとおり。よく気付いたね。表①を見てごらん。これは改正前の昇格の「級別資格基準表」と言われるもので、必要とされる最低の資格が定められたものなんだ。で、二級昇格の必要在級年数は五年となっていて、これだけ、これまでのとりくみで四年三月で二級発令させてたんだよ。

Bくん へー、すごいね。
Aくん 今回の見直しでは、新一級から新二級までは、表①の二級昇格の五年と三級昇格の必要年数を合わせた八年になると言われているんだ。だから、新しい俸給表では旧二級二号俸相当（新一級の二五号俸）まで到達するのはこれまでよりも遅くなっちゃうんだよ。
Bくん ただでさえ賃金が低いのに...

Aくん だからこれまでの到達点を下げないためにも裁判所での運用をどうさせていくのかというのと、新二級昇格の発令を少しでも早く出させることを求めていく必要があると思うよ。

勤務実績の反映拡大

Aくん 今度は『査定昇給』について話をしようか。号俸が四分割されるのは知ってるよね？
Bくん うん。やたらに号俸が多く

表② 査定昇給の基準

勤務成績	A (極めて良好)	B (特に良好)	C (良好)	D (やや良好でない)	E (良好でない)
昇給幅	8号俸以上	6号俸	4号俸	2号俸	昇給なし
初任層	20% (「極めて良好」は5%以内)		80%	絶対評価	絶対評価
中間層	5%	20%	75%	絶対評価	絶対評価
昇給幅	8号俸以上	6号俸	3号俸	2号俸	昇給なし
管理職層	10%	30%	60%	絶対評価	絶対評価

- ①懲戒処分を受けた場合
 - ②訓告・嚴重注意等各府省の内規に基づく矯正措置を受けた場合
 - ③勤務すべき日数のうちの一定割合を勤務していない場合
 - ④無断欠勤がある場合
 - ⑤職員の勤務成績が良好でないことを示す客観的な事実があり、注意や指導を受けたにもかかわらず同様の事実が繰り返し見られた場合
- 昇格及び勤勉手当の良好に達しない場合とはこの5点→

Aくん なった。まず特別昇給制度が廃止されて、査定昇給の財源になったんだけど、査定昇給は職員を初任層、中堅層、管理職層の各職員毎に、A〜Eの五段階の昇給区分を設け、昇給区分に応じた昇給号俸数を設定

Bくん しているんだ。それが表②だね。これで自分の仕事が正當に評価されるんだ。僕も賛成だね。
Aくん みんなが納得できる制度かどうかってことが重要なことだと思うよ。透明で公平な基準があるんだ。透明で公平な基準はしないけど。ただ、今は判定の尺度もあいまいだし、そもそも僕らの仕事をたった一年で給与に反映させることができるのかって問題点もあるよ。
Bくん それ以外に僕ら青年にとつてまずいことってあるのかい？

青年層への影響は？

Aくん 表②の初任層の「極めて良好」「特に良好」の割合は二〇%（「極めて良好」は五%以内）ってなってるよね。ところで改正前の特別昇給の基準って知ってるかい？

Bくん 全然知らない！
Aくん 特別昇給には勤務評定（いわゆる成績特昇）と公務貢献という分け方があるんだけど、全体で職員の一五%に発令されているんだ。単純計算すると、六〜七年に一回発令されたことなるよね。それでこれも今までのとりくみで改善させたことなんだけど、賃

金の少ない青年には、一回目を概ね五年で発令させていたんだよ。
Bくん 昇格発令もそうだけど、結構改善されてたんだね。
Aくん それが今回の内容では、中間層は「極めて良好」八号俸以上が五%、「特に良好」六号俸が二〇%だから、単純に見ると、とりあえずはこれまでの特別昇給枠の割合は確保されてるわけだけども...

Bくん 僕たち初任層はさつき言つたように「極めて良好」「特に良好」の割合は二〇%（「極めて良好」は五%以内）となってるから、今の特別昇給の割合と比べると引き下げられているんだよ。だから一回目を五年で出させていた到達点も『できません』という話にもなりかねない。
Bくん やっぱ将来的なものだけじゃなく、今でもかなり影響を受けるんだね。到達点を切り下げられないように頑張らなくちゃいけないね！

青年にとつても、いや、青年が最も影響を受ける今回の見直し。次号では経過措置と、導入スケジュールについて掲載していきます。

**各地区で実施されたレク
行ってきました！**

この時期、各地連・地区協単位のレクが開催されています。

東北地連では一〇月一〜二日にかけて「東北青年のつどい」が開催され、近畿地区青年協では九月一〇〜二一日にかけ

て「近畿地区青年協友好祭典」が開催され、青年協から青柳事務局長がおじゃまさせられました。東北地連の参加報告と、近畿地区協からは写真が届いてますので、掲載します。

東北青年のつどいに参加して

昨年に引き続き、今年も「東北青年のつどい」に参加させていただきました。場所は福島県の飯坂温泉というところで、有名な「飯坂けんか祭り」という地元のお祭りにも時期を合わせて開催されました。

まず最初は「飯坂温泉クイズ巡りの旅」ということで班に分かれての町の散策。みんなで一緒にクイズの答えを考えながら歩き回るといいうもので、参加者同士が一気に打ち解けたようです。僕はというと何故か地連の相澤委員長との二人旅(´_`;)できれば青年の皆さんと一緒にまわりたかったのですが、それはそれで温泉に入ったりして楽しみました。

懇親会ではゲームあり、恋愛マスターオブザイヤーなる企画もあって、盛り沢山。その後「けんか祭り」の見学に。はっきり言って「すごい！」の一言。御輿と御輿がぶつかり合う様はまさしくけんかでしたね。お祭りが終わった後も旅館では延々と飲み会が続いてました。

参加者も多く、伝統ある「つどい」のパワーを見せてもらった感じがします。ぜひ来年の全司法青年友好祭典でもその力を発揮してください。



近畿地区協のみなさん
イカダづくりやバトミントンを楽しみました

各地のとりくみ予定

- 12月3〜4日 中部地連青年部長会議
- 12月3日 四国地連青年部長会議
- 12月17日 九州地連青年部長会議

青年協では、10月30日(日)〜31日(月)にかけて拡大委員会及び最高裁交渉を実施します。
詳細な結果は次号で！

来年大阪で開催します！！